

新旧対象表

旧	新																														
<p>令和2年9月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p>令和2年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】</p> <p>令和2年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和2年度版）に準拠しますが、一部事項について、下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和2年度版」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th>国土交通省適用</th> <th>長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除 	<p>令和3年1月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p>令和2年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】 （令和3年2月1日一部改定）</p> <p>令和2年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和2年度版）に準拠しますが、一部事項について、下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和2年度版</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th>国土交通省適用</th> <th>長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除 																													
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> 本土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 本積算基準書は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除 																													
1/6	1/7																														

新旧対象表

旧			新		
基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用	基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 ((2) 価格 4) (イ))	・ 1)、2) 及び3) の方法によりがたい場合は、 <u>局特別調査 (臨時調査) として本局担当課にて調査を行い材料単価を・・・。</u> ・ なお、局特別調査・・・とする。	・ 1)、2) の方法によりがたい場合は、 <u>特別調査により材料単価を・・・。</u> ・ 全て削除	I-2-①-1 ((2) 価格 4) (イ))	・ 1)、2) 及び3) の方法によりがたい場合は、 <u>局特別調査 (臨時調査) として本局担当課にて調査を行い材料単価を・・・。</u> ・ なお、局特別調査・・・とする。	・ 1)、2) の方法によりがたい場合は、 <u>特別調査により材料単価を・・・。</u> ・ 全て削除
I-2-①-2 ((2) 価格 4) (ロ) ①)	・ ……の判断をするために <u>発注担当課長から参考見積りを・・・。</u>	・ ……の判断をするために <u>参考見積りを・・・。</u>	I-2-①-2 ((2) 価格 4) (ロ)	・ ……(材料価格×使用数量) が <u>100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が 10万円未満の場合、・・・</u>	・ ……(材料価格×使用数量) が <u>300万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が 100万円未満の場合、・・・</u>
I-2-①-2 ((2) 価格 4) (ロ) ②)	・ ……提示し、 <u>事務所長</u> から見積依頼を行う。	・ ……提示し、 <u>所属長</u> から見積依頼を行う。	I-2-①-2 ((2) 価格 4) (ロ) ①)	・ 調達価格 (材料価格×使用数量) が、 <u>100万円未満であるか 100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り (300万円未満、かつ1資材の材料単価が 100万円未満) 又は特別調査 (300万円以上、又は1資材の材料単価が 100万円以上) によるかの判断を行うものとする。</u>	・ 調達価格 (材料価格×使用数量) が、 <u>300万円未満であるか 300万円以上であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り (300万円未満、かつ1資材の材料単価が 100万円未満) 又は特別調査 (300万円以上、又は1資材の材料単価が 100万円以上) によるかの判断を行うものとする。</u>
I-2-①-2 ((2) 価格 5))		・ 全て削除			
I-2-①-2 (2歩掛)	・ ……単価については、 <u>特別調査又は見積りの取得により・・・。</u>	・ ……単価については、 <u>見積りの取得により・・・。</u>			
I-2-①-4 (2 諸雑費及び端数 処理 (2) 1))	・ ……=金額は <u>小数第2位</u> までとし、 <u>3位以下は切り捨てる。</u>	・ ……=金額は <u>1円</u> までとし、 <u>1円未満は切り捨てる。</u>			
I-2-①-4 (2 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	・ ……、その平均価格 (<u>小数点第1位四捨五入</u>) とし、・・・。	・ ……、その平均価格とし、・・・。			
I-2-②-7 (表-2下 (注) 1)	・ ……となっている地域をいう。	・ ……となっている地域をいう。 <u>(確認方法:総務省統計局ホームページ「人口集中地区境界図について」http://www.stat.go.jp/data/chiri/1-3.htm)</u>	I-2-①-2 ((2) 価格 4) (ロ) ②)	・ ……提示し、 <u>事務所長</u> から見積依頼を行う。	・ ……提示し、 <u>所属長</u> から見積依頼を行う。
I-2-②-13 (表3. 1下 (注) 1)	・ ……水閘門については、「 <u>土木工事標準積算基準書 (機械) 編</u> 」により・・・。	・ ……水閘門については、「 <u>機械設備工事積算基準</u> 」により・・・。	I-2-①-2 ((2) 価格 5))		・ 全て削除
			I-2-①-2 (2歩掛)	・ ……単価については、 <u>特別調査又は見積りの取得により・・・。</u>	・ ……単価については、 <u>見積りの取得により・・・。</u>
			I-2-①-4 (2 諸雑費及び端数 処理 (2) 1))	・ ……=金額は <u>小数第2位</u> までとし、 <u>3位以下は切り捨てる。</u>	・ ……=金額は <u>1円</u> までとし、 <u>1円未満は切り捨てる。</u>